

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告します。

令和七年五月九日

奈良県知事 山下 真

一 処分をした年月日

令和七年四月十八日

二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

株式会社山岡組

生駒郡三郷町立野北一―二二―二七

代表取締役 山岡宏都

奈良県知事許可（般・特―六）第一二三九七号

三 処分の内容

建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業に係る営業のうち、公共工事に係るもの

注 「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除きます。）若しくは建設業法施行規則（昭和二十四年建設省令第十四号）第十八条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）第二条第二項に規定する特定事業に係る建設工事をいいます。

2 期間

令和七年五月十日から令和八年五月九日までの一年間

四 処分の原因となった事実

株式会社山岡組の元代表取締役が、代表取締役としての在任中に参加した三郷町での入札に関して、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成十四年法律第百一号）の違反及び公契約関係競売入札妨害（刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十六条の六第一項）により、懲役一年六月（執行猶予四年）の判決を受け、その刑が確定しました。

このことが、建設業法第二十八条第一項第二号及び第三号に該当します。